

第2期日田市農業振興ビジョン策定業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

第2期日田市農業振興ビジョン策定業務委託の実施にあたり、委託業務（以下「業務」と言う。）を公募型プロポーザル方式により、優れた企画及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名 第2期日田市農業振興ビジョン策定業務

(2) 業務の目的

現行の「第1期日田市農業振興ビジョン(平成29年度を初年度とし最終目標年度を令和9年度、令和3年度改訂)」の計画期間等を踏まえ、効果的な施策を総合的且つ計画的に展開するため、社会経済情勢を踏まえ、概ね10年後の本市農業の方針を示した次期計画となる「第2期日田市農業振興ビジョン」を策定する。

(3) 業務限度額 9,460,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(令和8年度 4,587 千円、令和9年度 4,873 千円)

(4) 業務内容

別添「日田市農業振興ビジョン策定業務委託 仕様書」のとおり

(5) 業務期間 契約締結日から令和10年3月24日まで

※日田市農業振興ビジョンについては、令和8年度及び令和9年度の2ヶ年で策定する

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない事業者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(3) 過去10年間に、本業務と同種又は類似業務に関する業務を受託したことがあること。

なお、同種又は類似業務とは、農業に関する計画策定及び改訂業務をいう。

(4) 大分県内に本社、支社、営業所等を有する者、又は大分県内に営業所はないが、日田市の求めに応じて速やかに業務責任者又は担当者を来訪させることができる者であること。

(5) 日田市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)に規定する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。

(6) 農業部門の専門科目の技術士を雇用していること。

(7) 書類の提出期限日において、日田市の指名停止の措置を受けている者ではないこと。

(8) 日田市物品、役務、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、未登録の者のうち契約候補者となった者は、登録事務を行うものとする。

(9) 市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)、法人税及び消費税並びに地方消費税に滞納がないこと。

3 提案参加表明書等の提出

本提案競技に参加する事業者は、応募資格確認のため下記のとおり参加表明を行うこと。

(1) 提案参加表明書の提出期限、提出方法

令和 8 年 7 月 23 日(木)17 時(必着)までに持参又は郵送にて提出(電子メール不可)。

※郵送の場合は特定記録又は簡易書留とすること。

(2) 提出書類(各 1 部)

① 提案参加表明書(様式 1-1)

② 提案者の概要(パンフレット等)

③ 業務実績(様式 1-2) 業務実績が確認できる資料の写しを添付すること。

④ 配置予定技術者調書(様式 1-3) 予定技術者の所有資格者証の写しを添付すること。

⑤ 見積書(任意様式とし令和 8 年度と令和 9 年度の内訳表を含む)

⑥ 直近 2 事業年度分の決算資料

(3) 提出先 本要項 10 のとおり。

(4) その他 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式 4)を提出すること。

4 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加の申し込みを行った事業者は、令和 8 年 8 月 3 日(月)までに(2) 提出書類を提出すること。(日曜日、土曜日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までとする(必着))。

(2) 提出書類 各 7 部(正 1 部、副 6 部)

① 企画提案書(様式 2)

※ただし、1 の(3)の予算の範囲で実施できるものとする。

② 補足資料

③ 匿名性の確保 提出書類(企画提案書等の副本)には、企業名や社名を推測できるロゴ、名称等を記載しないこと。※企業名が記載されている場合は黒塗り等の処置を行うこと。

(3) 著作権の取扱い

提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、市は選定事務及び公表等のために必要な範囲で複製・利用することができるものとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送とすること。郵送の場合は特定記録又は簡易書留とすること。

(5) 提出先

本要項 10 のとおり。

5 企画提案書作成に関する質問受付及び回答

企画提案書作成に関する質疑がある場合は、質問票(様式 3)により行うものとし、電子メールで受付ける。ただし、メールの着信を電話で確認すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 3 日(金)から令和 8 年 7 月 15 日(水)まで(必着)

(2) 提出先

日田市役所 農業振興課

メールアドレス nosei@city.hita.lg.jp

(3) 回答方法

令和 8 年 7 月 22 日(水)までに日田市公式ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

6 受託候補者の選定及び企画提案の審査

(1) 受託候補者の選定は、日田市農業振興ビジョン策定業務委託審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、(4) 審査基準及び「7審査基準及び配点」に基づき審査を行う。

(2) 審査の実施

委員会において、候補者提出の書類審査(一次審査)を行い、その通過者のみを対象としてプレゼンテーション及び審査等(二次審査)を実施する。その後、総合的な評価を行い、受託候補者を選定する。

① 日 時 令和 8 年 8 月中旬予定

② 場 所 日田市役所内 会議室(詳細は別途連絡)

③ 説明時間 1 社あたり概ね 30 分(説明 20 分、質疑応答 10 分)とする。

④ そ の 他

- ・ 利用可能機材は、プロジェクター及びスクリーンとする
- ・ 通信回線は不可、パソコンは各自準備すること。
- ・ プレゼンテーション等に要した費用は提案者負担とする。
- ・ 提案者が 1 社の場合においても委員会において審査を行い、当該事業者の選定の可否を行う。

(3) 審査結果の通知及び契約

- ・ 本審査の結果について、本プロポーザル参加者に対して、令和 8 年 8 月下旬以降に書面で通知する。
- ・ 本審査の結果、最も優れた提案者を受託候補者として契約を締結する。
- ・ 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容においては必ずしも提案内容の全てに沿って実施するものではない。契約締結にあたっては、市と協議の上、仕様を調整するものとする。
- ・ 受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約を締結する。なお、受託候補者が不正な行為を行い、審査結果を自ら優位にしたことが判明したときは契約を締結しない。契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(4) 審査結果の公表

審査結果の透明性を高めるため、決定後に本市ホームページで以下のとおり公表します。

① 受託候補者(最優秀提案者)

② 全参加者名(受付順)

③ 全参加者の評価点(得点順)

なお、落選者の利益保護及び競争性確保のため、②と③の対応関係は明示しません。

ただし、応募者が 2 社以下の場合は、評価点の公表を最優秀提案者のみとします。

審査結果に係る質問や異議申し立ては受け付けません。

(5) 審査基準

【共通】

- ・ 適切な役割分担等により業務の執行体制が構築されているか。
- ・ 同種又は類似業務に関する業務を受託した実績があるか。
- ・ 業務単価経費が妥当であり、提案内容と整合がとれているか。

【テーマ別】

- ・ 業務の実施方針について
- ・ 提案内容が仕様書を遵守しており、業務の目的を的確に理解しているか。
- ・ 実現性のある数値目標と施策の検討。
- ・ 提案内容が具体的かつ効率的なものであるか。
- ・ 10年後の本市農業振興の方針づくりへの取組姿勢について。
- ・ 本業務を実施するにあたり配慮すべき事項及びPRしたいことについて。

7 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

① 書類審査(一次審査)

審査基準	審 査 内 容				配点
業務実施体制 調書等 内容	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制がとれている。				50
	審 査 項 目				
	従事者数(20点満点)		4 点/人		
	統括責任者 (10点満点)	同種業務経験あり		5 点	
		実務経験年数	20年以上	5 点	
			15年以上	4 点	
			10 年以上	3 点	
	担当者 (20点満点)	担当者のうち同種業務経験者が 50%以上		10 点	
		実務経験年数	5 年以上が 50%	10 点	
			3 年以上が 50%	6 点	
1 年以上が 50%			2 点		
業務実績調書 等 内容	同種業務の実績は十分か 同種：「農業部門等に関する行政計画の策定業務」、「計画見直し業務」、「農林業振興に関する計画策定業務」等				50
	審 査 項 目				
	同種業務実績数(50点満点)		10 点/1 件		
提案額 (参考見積額)	業務内容に見合った適正な見積となっているか				100
	(A/B)×100 点 A＝全参加者の中での最低見積金額 B＝提案者の見積金額				
合 計					200

②プレゼンテーション・審査(二次審査)

(配点は委員1人あたり)

提案課題	審査基準・内容	配点
業務の実施方針について	実施手順、実施フロー、工程表がわかりやすく提案されており、実現可能な体制となっているか	10
提案内容が仕様書を遵守しており、業務の目的を的確に理解しているか	社会経済情勢や本市農業の特性を踏まえた提示がなされているか	15
	本業務の目的や仕様書を踏まえ、計画構成などが魅力的かつ具体的な提案がなされているか	15
実現性のある数値目標と施策の検討	実現性のある数値目標の設定方法及び達成状況を管理する仕組みが具体的に提案されているか	10
提案内容が具体的かつ効率的なものであるか	他市の事例などを踏まえ、具体的な提案がなされているか	10
10年後の本市農業振興の方針づくりへの取組姿勢について	日田市農業振興ビジョン(改訂版)や公開情報をもとに本市農業の特性・課題を把握しようとする姿勢が示されているか。また、将来像・基本方針の検討に向けた具体的なアプローチや手法が提案されているか	20
本業務を実施するにあたり配慮すべき事項及びPRしたいことについて	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか	10
	これまで実施してきた取組などを踏まえ、理論的な提案がなされているか。またスケジュール・実施方法等妥当な提案がなされているか	10
合 計		100

※委員審査については各項目5段階で採点する。

(2) 配 点

① 書類審査 200点

② 委員審査 600点(100点×6委員)

①と②の合計 800点とする。

8 スケジュール

公募期間(HPへの掲載)	7月3日(金)～7月23日(木)
提案参加表明書等の提出期限	7月23日(木) 17時まで(必着)
企画提案書等作成に関する質問票受付期間	7月3日(金)～7月15日(水)正午まで
質問に対する回答	7月22日(水)までに日田市HPに掲載
企画提案書提出締切日	8月3日(月) 17時まで(必着)
審査(プレゼンテーション)	8月中旬予定 詳細は別途連絡
結果通知	8月下旬を予定
業務委託契約	8月下旬以降を予定
業務実施期間	契約日～令和10年3月24日(金)

9 その他

- ・ 本企画提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- ・ 「事業者」提案とし、複数提案は認めない。
- ・ 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- ・ 業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- ・ 受託者の故意又は過失により、市又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- ・ 提案参加表明書及びその他必要書類に虚位の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効にする。
- ・ 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格を満たさない場合
 - ② 見積額が業務限度額を超過した場合
 - ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ④ プレゼンテーションに正当な理由なく出席しなかった場合
- ・ 提案参加表明書及び企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。(ただし、天候不良等、参加者の責に帰することができない理由による場合は別途協議を行うものとする)

10 募集・提出先に関する問合せ先

〒877-8601 大分県日田市田島二丁目6番1号

日田市農林商工部 農業振興課 政策担い手支援係 担当：泉、武内

TEL:0973-22-8211 FAX:0973-22-8246

E-mail : nosei@city.hita.lg.jp